

会議名	令和7年度 第1回宇都宮市民遺産会議
開催日時・開催場所	令和7年11月21日（金）午後2時～午後3時30分 宇都宮市役所7階 農業委員会室
議題	1 開 会 2 魅力創造部長あいさつ 3 会議の公開・非公開の決定 4 報告事項 （1）令和6年度宇都宮市民遺産（みや遺産）の認定結果について 5 協議事項 （1）令和7年度宇都宮市民遺産（みや遺産）の認定について 6 その他 7 閉 会
出席者氏名	三橋伸夫会長，小柳真弓委員，小川聖委員，梁木誠委員， 林光武委員，小松俊雄委員，安藤正知委員，松本泰宏委員
公開・非公開の別	一部非公開
傍聴者の数 （公開部分に限る）	0名
非公開の理由 （非公開の会議に限る。）	当該会議の協議事項である市民遺産の認定については，当該懇談会における意見聴取を経て宇都宮市で審議される意思形成過程にある情報であり，現時点における認定申請に係る情報等を公開することにより，市民・利害関係者等に不正確な理解や誤解を与えることとなり，審議に支障を生じると認められるもの（宇都宮市情報公開条例第7条第5号）であるため。
発言の要旨 3 会議の公開・非公開の決定 事務局：本市では，「附属機関等の会議の公開に関する要領」により，会議の公開と議事録の公表を原則としているが，本日の5協議事項「（1）令和6年度宇都宮市民遺産（みや遺産）の認定について」は，本会議における意見聴取を経て，宇都宮市で審議される，意思形成過程にある情報でありますことから，非公開としたい。 全会一致で承認 4 報告事項 （1）令和6年度宇都宮市民遺産（みや遺産）の認定結果について 事務局：2件認定。 5 協議事項 （1）令和7年度宇都宮市民遺産（みや遺産）の認定について 会 長：2件の協議案件がある。1件ごとにご意見をいただいていく。	

① 徳次郎 智賀都神社の夫婦けやき

委員： このけやきは昭和29年に県指定天然記念物になっており、学術的に貴重であるとともに、地域にとっても大切な財産として受け継がれてきている。最近でも、講演会や地域巡りなどけやきを中心とした活動がされている。地域のシンボルとして、また、市民にとっても貴重な財産でもあるので、認定に向けて前向きに検討していただきたい。

委員：すでに県指定天然記念物になっているため、学術的価値については問題ないと思う。このような大木は数が少ないため、いろいろな地域で信仰の対象として御神木にもなっており、智賀都神社でもそのような位置づけになっている。少なくとも絵図で江戸期からあることが確認できる。

キャッチフレーズとしての「日本一」とすることについては、妥当性を検討する必要があるかもしれない。活動については、新たな取り組みもあるようなので続いていくことを期待したい。

会長： 樹齢の正確さやPRをしていく上で日本一の表現の妥当性についての話がありました。地元では、いつから日本一というような表現を使っているのか。

事務局： 40mを超える樹木としてはほかにもあると思うが、それが2本あることが他の地域にはないものと考え、日本一という表現をしていると聞いている。

委員： 資料にある枝の写真に携わっており、年輪年代法できれいに飢きんの際は年輪が短くなっているというのを見てとても感動した覚えがある。

智賀都神社の森とけやきが一体となって景観をなしているので、けやきだけでなく、神社全体の景観として広く守っていくことも検討したほうがいいのではないか。

会長： けやきを含む神社の境内など全体を含むようにできないかという意見がありましたので、2本のけやきの保存だけでなく、全体を考えることが地域にとっても良いのではないかと思いますので申請団体と協議することを事務局にお願いしたいと思う。

委員： 資料には、同地区に同じような木がもう1本あり、日本一のけやきの里という表現もある。夫婦けやき自体は素晴らしいもので認定に向けて異論はないが、他のけやきも含め、地域全体として考えていく可能性もあると思う。

会長： 遺産の範囲を拡張することも視野に協議していただいても良いのかもしれない。

委員： 校歌に大櫓という言葉があるが、夫婦けやきという呼び方は聞いたことがない。いつ頃から夫婦けやきという呼び方がされているのか。

会長： 申請された名称について、改めて協議・確認をする。2本のけやきだけでなく、それを含めた境内（叢林）として、さらには広げて里として考えるのはどうか。

日本一という表現、樹齢の正確性について、引き続き検討していただきたい

い。

この２点について、申請団体とご協議いただきたい。

② 戊辰戦争関連遺跡群（幕田・安塚の戦い）

委員： ２０年ほど前の地元の中学校生徒には、これらはほとんど知られていない状況だった。そういった状況があった中で、このような申請があったことが非常にありがたい。その当時は、荒れている状況が見られたが、現在は、きれいに整備されている。戊辰戦争は、安塚の戦い、六道の戦いと一連の戦いのため、ここだけでなく全体としてとらえられるとありがたい。六道の墓がある西原地区とうまく連携して、遺産が大切という機運を高めていけると良いと思う。

会長： 遺跡群としては、碑だけではなく、いくつかあると良い。地域を超えたつながりについてどのように考えていくか。道路計画の関係で、六道の遺産の滅失の恐れもある。

委員： 幕府軍と政府軍の戦いがあったという歴史的事実を継承するものであり、幕田だけでなく、六道や光琳寺などいくつかあるので、まとめて認定という形も一つの方法として検討してもらいたい。

会長： 他の地域にもある関連したものをまとめて認定することができないかを事務局に検討していただきたい。また、申請としては群という形になっているが、調書では、幕田・安塚の碑が中心となっているため、申請団体と協議が必要と思われる。また、来年度以降、関係する戊辰戦争に関連する他の地域から申請が出てきた場合の対応など考えなくてはならない。

委員： 名前が書いてある墓碑として貴重であるものが、風化などで文字が読み取れなくなってしまうことが今後あるのではないか。

会長： 墓碑の石材・材質はどのようなものか。今後認定された場合には、雨風をしのげるようなものを追加で用意することは可能なのか。

事務局： 総合型の管理費内で、収蔵庫という扱いで補助の対象とする可能性がある。

会長： 全額ではないため、申請団体と協議にはなるが、制度が活用できる可能性がある。

委員： 名称が遺跡群となっている。墓碑がある部分は、はっきりとしているが合ノ畑墓地の場所を含め、遺跡群という認識でいいか。墓地の場所が特定できるのか。

会長： 申請団体と確認していただき、調書の記載を調整する必要があると思う。合ノ畑墓地が推定という形でも特定できれば、名称として遺跡群とすることができると思う。

委員： 地区内小学校の地域学習で挙げられているところが遺跡群となっているところかと思う。他の地域の戊辰戦争関連のものが思い浮かぶため、名称の

前後に姿川地区のというような言葉が入ると良いのではないかと思います。

資料に当時は悪者とされた賊軍戦死者という記載については、旧幕府軍新政府軍というような表記が一般的なため、見直してもらえればと思う。

事務局：申請団体と協議の上、表現については検討したいと思う。
これまでの話の中で、保存について話題となったが、具体的な方法としては、拓本を取るのも一つの方法として考えるで良いか。

会長：墓碑の劣化具合の鑑定を踏まえて上での対応が必要になる。

事務局：資料としては、申請団体からの資料が中心のため、文化都市推進課として資料を記録することを考えていきたいと感じている。どのように残していくか、アドバイスをいただければと思う。

会長：現地調査をして、判断を仰ぐ形でどうか。
名称について、幕田安塚の戦いとなっているが、歴史的に定着した言い方なのか。

委員：安塚の戦いの表記がほとんどだが、地元の方の思い入れもあってではないか。姿川地区という表記をいれて強調するのはどうか。

会長：姿川地区における戊辰戦争関連遺跡群という名称にしてはどうか。
事務局の方で、墓地の場所なども含め、再度確認していただきたい。

事務局：具体的な場所や内容、地区内小学校で実施している地域学習の状況も含め調べていきたい。

委員：戊辰戦争関連のものが地区内にある学校同士での交流に今後つながっていくとうれしい。

会長：墓石の現地確認、劣化状況、石材の確認、さらには制度として収蔵庫（建屋）の建設の意向など現地での確認。また、名称について協議していただき修正があれば対応していただきたい。

6 その他

会長：市民遺産会議の進め方、申請、候補などについての委員の皆様から、意見や提案があればお願いします。

申請件数が、少なくなっていることが気になるが、認定することで同じような歴史文化資源を持つ、他地域に波及していくことを期待する。

では、現地調査については、日程調整をしていただいて、専門の委員に対応いただければと思います。

今後のスケジュールについて、事務局からお願いします。

事務局：今後のスケジュールについては、現地調査は日程が決まり次第、委員に連絡するようにいたします。令和8年1月に第2回市民遺産会議、令和8年2月に宇都宮市民遺産認定を予定しております。

その他の事項

調書に樹勢回復について所見に記述（夫婦けやき）